平和大通り公園(仮称)の利活用のためのワークショップその他業務 基本仕様書

1 業務名

平和大通り公園(仮称)の利活用のためのワークショップその他業務

2 業務の概要

本市では、令和4年3月に策定した「平和大通りの利活用のための基本計画」及び令和5年3月に取りまとめた「平和大通りの利活用のための整備イメージについて」に基づき、官民が連携し、平和大通りの魅力や価値を高める整備及び利活用を進めることとしている。本業務は、利活用のためのルール(案)の検討や新たな担い手の掘り起こしなど、平和大通り公園(仮称)の利活用が円滑かつ持続的に行われる環境づくりを行うためのWSを開催するに当たり、その準備・運営を行うものである。

3 委託期間

契約締結日から令和6年3月15日(金)まで

4 業務の内容等

(1) WSの開催

平和大通り公園(仮称)の利活用に係る多様な担い手(イベント主催者や沿道町内会等)や近隣商店街組合等の関係者に参加してもらい(※)、平和大通り公園(仮称)の利活用の幅を広げ、ポテンシャルを引き出すための利活用方法を検討する。また、別途、実施する「社会実験の試行」の結果を踏まえ、利活用の条件や手続に係る規定の整備と運用、多様な担い手との継続的な意見交換の場の設置、沿道地域への周知方法などを検討する。

※ 参加者の募集は、発注者が行う。

ア 業務内容

- ・ 開催案内業務 (開催案内チラシの作成・発送、参加者の取りまとめ)
- ・ 開催準備 (WS運営プログラムの作成、WSで意見交換するために必要な資料の 作成、消耗品及び備品等の準備)
- WSの運営(会場設営、議事進行)
- 各回のWS通信の作成及びWS結果の取りまとめ

イ 開催場所

平和大通り付近の施設

なお、会場の使用に当たっては、受注者が使用手続を行い、使用料を負担すること。

ウ実施回数

最低3回以上は開催すること。(1回当たりの開催時間は2時間程度とする。) (開催イメージ)

第1回WS (9月上旬):「平和大通りの利活用のための整備イメージについて」の振り返り及び利活用のための課題の洗い出し

第2回WS(10月中旬):利活用のためのルール(案)の洗い出し

(社 会 実 験(11月上旬): 第2回WSまでに検討した、利活用のためのルール (案) や利活用方法を社会実験として試行 (本業務とは別途実施)

第3回WS(1月下旬):別途、実施する社会実験の振り返り及び利活用のためのルール(案)の取りまとめ

工 想定参加者数

30名程度/回(参加者の募集は発注者が行う。)

才 実施体制

WSの開催に当たっては、以下の人員を配置すること。

- 全体ファシリテーター (※):1名
- WS運営スタッフ
- ※ 全体ファシリテーターは、学識経験者や、官公庁等が行った市民参加型のWS におけるファシリテーターの経験者などを確保すること。

(2) 利活用のためのルール (案)の検討

第1回WS及び第2回WSでの意見交換や、別途、実施する社会実験の試行結果 (**) を踏まえ、第3回WSで意見交換するための利活用のためのルール (案) を作成する。また、第3回WSでの意見交換を踏まえ、利活用のためのルール (案) を取りまとめること。

なお、利活用のためのルール(案)の作成に当たっては、WSでの意見交換や先進事例等を踏まえ、利活用の手続や規定の整備と運用、多様な担い手との継続的な意見交換の場の設置、沿道地域への周知方法など、それぞれの課題とその対応策を整理しながら行うものとする。

※社会実験の結果については、発注者より提供する。

(3) 打合せ等

本業務に係る発注者との打合せは、業務着手時や納品時、各WSの開催前に行うほか、 適宜かつ十分に行い、円滑な業務実施に努めること。(チェックリストを作成し、計画 段階から随時、確認・管理すること。)

なお、WSの開催に当たっては、2週間前までに当日の資料や進め方等の基本案を発 注者に提示すること。

5 委託業務実施計画書

受注者は、契約締結後、速やかに委託業務実施計画書を作成し、発注者に提出し承認を 得なければならない。委託業務実施計画書には、必要に応じて下記の事項を記載するもの とする。

- (1) 業務概要
- (2) 実施方針
- (3) 実施内容
- (4) 業務工程 (スケジュール)
- (5) 業務組織計画
- (6) 打合せ計画

- (7) 成果物の内容、部数
- (8) 連絡体制 (緊急時含む。)
- (9) その他

上記の「(2) 実施方針」又は「(9) その他」には、個人情報の取扱いや安全等の確保 及び行政情報流出防止対策の強化に関する記載を含むものとする。

受注者は、委託業務実施計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にした上、その都度、発注者に変更委託業務計画書を提出し承認を得なければならない。

6 成果品

電子納品 (*1) により、以下の成果品 (*2) を提出すること。

- (1) 委託業務実施報告書
- (2) その他、発注者が指示するもの
- ※1 電子納品とは、公共事業における調査、設計、工事など各業務段階の成果物を電子 データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、「広島市電子納品の手引」 (以下「手引」という。)に基づいて作成したものを指す。電子納品に当たっては、 電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、 ウィルス対策を実施した上で提出すること。
- ※2 成果物は、「手引」に基づいて作成した電子データを電子媒体(CD-Rを原則と する)で2部、電子データの印刷物(簡易製本)1部を提出すること。

7 特記事項

- (1) WSの開催等に際し、参加者の安全確保等に配慮し、適宜、巡回・清掃等を行い、緊 急時には関係行政機関へ連絡を行うこと。
- (2) 本業務の実施に際し、発注者に提出した成果品の権利は、全て発注者に帰属するものとし、発注者の承認を得ずして公表、貸与、使用等してはならない。
- (3) 本仕様書の内容に疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、その 都度、発注者及び受注者が協議の上、定めるものとし、協議後は受注者が協議録を作成 し、発注者に提出すること。
- (4) 本業務を行うに当たり必要と思われる資料及びデータの提供は、発注者が妥当と判断する範囲内で行う。